

新宿駅西口地区駐車場地域ルール概要

新宿区では、新宿駅西口地区駐車場地域ルール（以下「地域ルール」という。）を、平成29年12月1日に施行しました。

本概要は、地域ルール及び地域ルール運用に関するマニュアル（以下「マニュアル」という。）の要点をまとめたもので、より詳細な内容については、本編をご覧ください。

1 目的

新宿駅西口地区の地域特性、まちづくりの方向性、駐車施設の課題等を踏まえ、駐車施設の適切な確保と運用を図り、利用者の利便性の向上及び交通環境の改善に向けたまちづくりの実現に資することを目的としています。

2 適用地区



区域：新宿駅西口地区
（西新宿一丁目、二丁目・三丁目
・六丁目の一部）
面積：約70ha

3 基本的な枠組み

(1) 駐車施設の適正化

附置すべき駐車施設の台数は、将来の需要及び供給のバランス等を踏まえ、建築物ごとに算出します。

(2) 駐車場の隔地・集約化

特定空間のうち、新宿駅西口駅前地区の外周道路に面しない敷地においては、隔地・集約化による確保を積極的に推奨します。

(3) 駐車施設の効率的な活用

駐車需要に対して十分な供給量を有する既存建築物の駐車施設を効率的に活用します。

(4) 地域貢献策の実施

地域の駐車課題等の解決を含むまちづくりの実現に向け、地域まちづくり貢献策を促進します。

4 対象駐車場

東京都駐車場条例（以下「都条例」という。）に基づく附置が義務付けられた駐車施設が対象です。

5 台数の基準

建築物に附置すべき駐車施設の台数は、周辺の交通特性、将来の需要及び供給のバランス等を踏まえた上で、当該建築物の駐車需要を適切に評価するものとし、次の方法により算出します。

(1) 繁忙期の当該施設又は類似施設の駐車実績がある場合は、次の式により算出した台数とします。

建築物に附置すべき駐車施設の台数＝（駐車原単位）×（当該施設の用途別床面積）

＊駐車原単位：用途別床面積当たりの駐車台数

- (2) 繁忙期の当該施設又は類似施設の駐車実績がない等の場合は、以下の駐車原単位等に基づき算出した台数とします。

【適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位】

建物用途		駐車原単位※	都条例(参考)
その他の建築物 (1)以外)	百貨店その他の店舗	2.38 台/1000 m ² (420 m ² ごとに 1 台)	250 m ² ごとに 1 台
	事務所	2.17 台/1000 m ² (460 m ² ごとに 1 台)	300 m ² ごとに 1 台
	その他特定用途		
	非特定用途 (共同住宅以外)		
	非特定用途 (共同住宅)		350 m ² ごとに 1 台

※駐車原単位は、適用地区の駐車実態より設定しています

(注) 大規模小売店舗立地法の対象となる建築物は、別途、同法の規定に従い必要台数を確保すること。

6 駐車施設の確保

	特定空間【外周道路に面しない敷地】	・ 特定空間【外周道路に面する敷地】 ・ その他適用地区内
一般車 のための 駐車施設	・ 積極的に隔地する。 隔地先は、敷地から概ね 300m の範囲内※で、原則として外周道路に面する敷地又は適用地区内の特定空間外の敷地とする。 ※一定の条件を満たす場合、300m を超えることができる。	敷地内に整備する。 
障害者 のための 駐車施設	・ 敷地内に整備する。 ・ 小規模建物街区等については、以下条件のもと近傍への隔地・集約をすることができる。 ＜条件＞ 同一の街区又は敷地から概ね 50m の範囲内※に駐車施設が確保でき、円滑に移動できる経路が確保されている等の場合。 ※一定の条件を満たす場合、50m を超えることができる。	敷地内に整備する。 
荷捌き のための 駐車施設	・ 敷地内に整備する。 ・ 小規模建物街区等については、以下条件のもと近傍への隔地・集約をすることができる。 ＜条件＞ 同一の街区又は敷地から概ね 50m の範囲内※に駐車施設が確保でき、荷さばきの横持ち配送を有効に行うことができる等の場合。 ※一定の条件を満たす場合、50m を超えることができる。	敷地内に整備する。 

7 駐車施設の効率的な活用方法

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用組織（以下「運用組織」という。）は区と協力の上、適切な役割分担のもと地域の様々な駐車課題の解消及び地域のまちづくりを促進するための施策の実施等に努めます。

8 地域まちづくり貢献策の実施

地域ルールの適用を受ける方は、運用協議会と協議し、以下のまちづくり貢献策への協力を努めていただきます。

- (1) 隔地先として地域の駐車課題に対応した駐車施設等の整備 等
- (2) 運用組織が実施するまちづくり貢献策に要する応分の負担（地域まちづくり協力金）

都条例に基づく附置義務台数

建築物

低減台数

地域貢献による整備台数

地域ルール義務台数
(繁忙期駐車需要台数)

地区の特性に応じた駐車施設の整備

- 集約駐車場としての受入れ
- 共同利用できる障害者用・荷さばき用駐車スペース
- 自動二輪車用駐車場 等

地域ルールの実効性を確保するため、次の方策を実施していただきます。

- (1) 地域ルールの利用を受けようとする方は、まずは運用協議会に適用申請を行います。
- (2) この適用申請を受け、運用協議会は、専門機関の審査結果等を踏まえ、地域ルールの利用可否の判定結果を通知します。
- (3) 地域ルールの利用決定通知を受けた方は、都知事又は区長に対し、都条例に基づく認定申請を行うこととなります。

新宿区

- 新宿駅西口地区駐車場地域ルール
- 新宿駅西口地区駐車場地域ルールに関するマニュアル
- 新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用基準

地域ルール
の
検証・報告

設置

新宿駅西口地区駐車場地域ルール運営委員会

- ◆主な業務内容
 - ・地域ルールの運用状況の確認・検証

指導・助言

運用状況等
報告

新宿区西口地区駐車場地域ルール申請者

⑥ 認定

認定申請 ⑤

(1万㎡超は都扱い)

運用・協力

地域ルール申請者

適用判定
結果通知 ④

① 適用申請

定期報告

地域まちづくり
貢献策への協力

運用組織
(一般社団法人新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会)

- ◆主な業務内容
 - ・適用申請の相談・受付
 - ・運用状況の確認・把握
 - ・地域まちづくり貢献策の実施

結果報告 ③

② 審査委託

地域まちづくり
貢献策の実施

専門組織

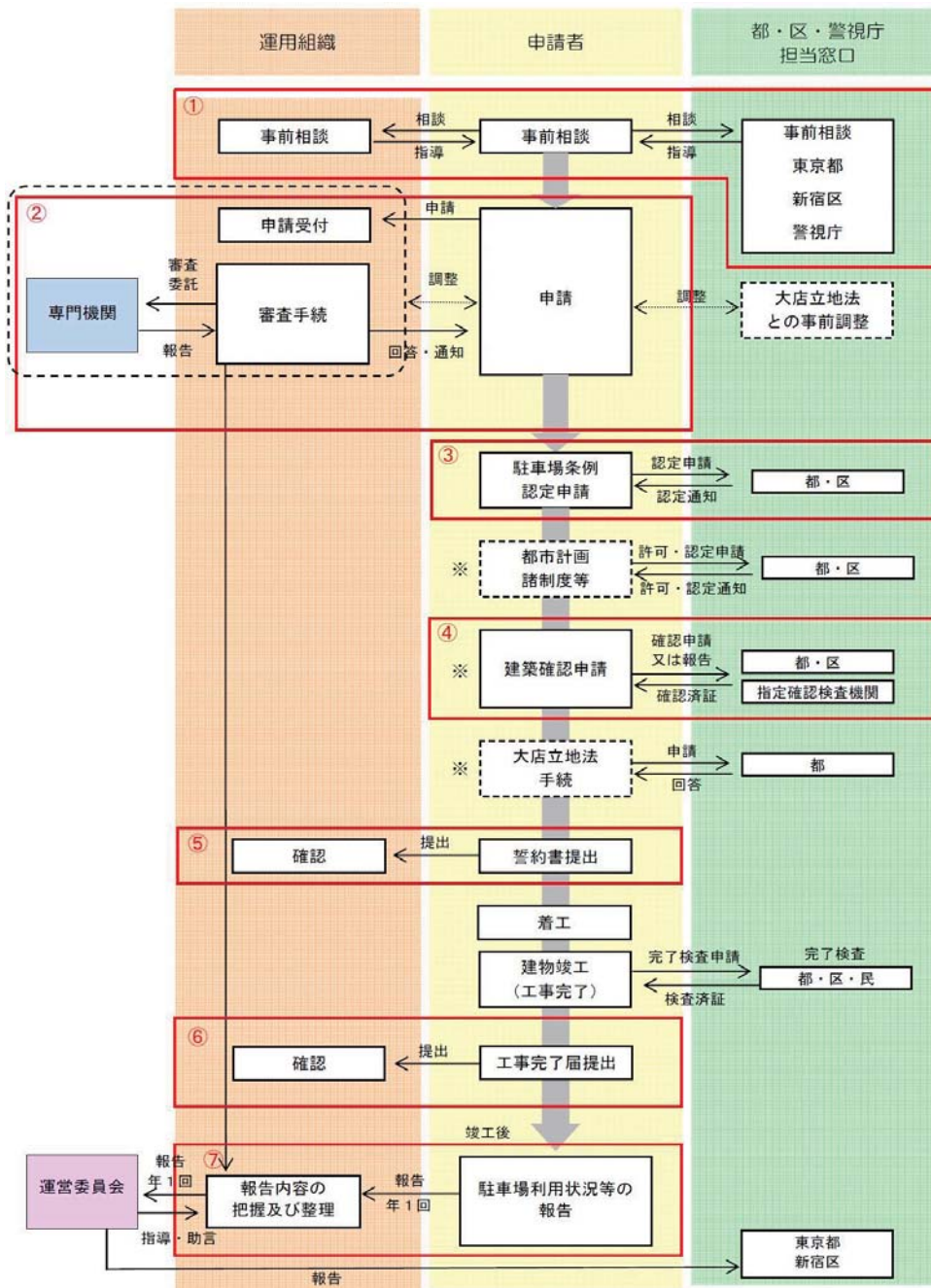
- ◆主な業務内容
 - ・専門的・技術的な審査

承認

地域まちづくり貢献策

地域の駐車課題の解消や
地域のまちづくりを促進するための施策

【地域ルール適用申請フロー】



地域ルールの内容等については、事前に新宿区へお問い合わせください。

<お問合せ>

○新宿区 都市計画部 都市計画課 都市施設係（本庁舎 8 階）
 [住所] 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1 [電話] 03-5273-3547

○運用組織

一般社団法人新宿駅西口地区駐車場地域ルール運用協議会

[住所] 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 49 階（+OURS 新宿内）
 [電話] 03-3343-6150

[受付時間] 火・水・木（祝日を除く）10:00～17:00（予約制）



平成 30 年 3 月発行



古紙ハルバ配合率70%再生紙を使用

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。